

大分県災害ボランティア・福祉支援センター団体ボランティア登録要項

(目的)

第1条 この要項は、大分県災害ボランティア・福祉支援センター（以下「センター」という。）において実施する団体の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(登録の条件)

第2条 センターに登録する団体は、災害時にボランティア活動を行う団体、また、広く地域や県民に社会貢献する活動を行う団体で、次に掲げる条件をすべて満たす団体とします。

- (1) 構成員が3名以上であること。
- (2) 活動の主たる基盤を大分県内に有すること。(法人格の有無は問わない)
- (3) 団体の組織運営が適正に行なわれており、団体活動内容を公表できること。
- (4) 政治・宗教活動・営利を目的としないこと。

2 前項の要件を満たさない団体であっても、活動目的及び内容により大分県社会福祉協議会会長（以下「本会会長」という。）が特に必要と認めた場合には、登録対象とします。

(登録及び登録の更新)

第3条 登録いただける団体は、次に掲げる書類を本会会長へ提出してください。

- (1) 大分県災害ボランティア・福祉支援センター団体ボランティア登録票
- (2) 団体の会則またはそれに準ずるもの（団体を説明したもの）
- (3) 会員名簿（様式は問いません）
- (4) 会の活動内容がわかる書類（総会資料、事業計画、事業報告、パンフレット、会報等）

2 会長は団体登録票の提出を受けたときは、登録の条件を満たしていることを確認のうえ、登録を承認または不承認し、団体に通知します。

3 センターの団体登録の有効期限は年度更新とします。ただし、有効期間終了までに登録取消しの申し出がない場合には、同一の内容で期間を1年更新することとし、以降も同様とします。

(登録の変更)

第4条 登録を承認されたセンター登録団体（以下、「登録団体」という。）は、第3条に規定する登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を本会会長に届け出てください。ただし、会員数が3名以下の増減の場合は、届け出は不要とします。

(登録の取り消し)

第5条 本会会長は、登録団体が次の各号に該当したときには、登録を取消すこととします。

- (1) 登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) センターの設置目的に反する行為があったとき、またはそのおそれがあるとき。

(支援内容)

第6条 センターは、登録団体に対して、次の支援を行います。

- (1) 災害ボランティア活動に関する情報提供
- (2) 災害ボランティア活動に関する相談及び助言
- (3) 災害ボランティア活動に関する広報
- (4) センターが有する機材の貸出
- (5) 災害ボランティア活動を行う個人や団体との交流の場（研修会等）の提供
- (6) その他、災害ボランティア活動に必要な支援

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要事項は本会会長が定めます。

附 則 この要項は、令和6年9月1日から施行します。